

2017年11月1日

静岡県労働金庫

生命保険の代理店手数料の開示について

静岡県労働金庫では、当金庫が定める「〈静岡ろうきん〉お客様本位の業務運営に関する取組方針」の方針4「手数料等に係る情報提供の取組み」に基づき、保険会社の同意を前提として、2017年10月より、当金庫が受領する生命保険（特定保険契約）*の代理店手数料をお客さまにお示しすることといたします。

* 特定保険契約とは、金融商品取引法の行為規制の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品であり、具体的には変額保険、変額年金保険、外貨建て保険、市場価格調整機能を有する保険です。

生命保険の代理店手数料とは、保険会社から販売代理店に支払われるものであり、お客さまから直接いただいている費用ではありません。（契約締結前交付書面記載の「お客様にご負担いただく諸費用等」に追加して別途お客さまにご負担いただくものではありません。）

契約の際に、お客さまが一層適切な判断を行っていただけるよう自主的に開示するものです。

当金庫は、〈ろうきん〉の根拠法である「労働金庫法」において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という事業運営についての原則が定められており、これら原則に基づき、これまでもお客さま本位の事業運営を実践してきました。

今後も、お客さま一人ひとりの生涯にわたり、お客さまの立場に立った、良質な商品・サービスを提供してまいります。

今後ともお引立ての程、よろしくお願い申し上げます。

以上